

A18 医療法人の役員とは、理事及び監事をいいます。理事及び監事に就任できる者は、医療法及び医療法人運営管理指導要綱で決められています。

【解説】

理事及び監事には、次のいずれも満たす者なることができます。

1. 次に掲げる欠格事由に該当していないこと(選任時だけでなく、在任期間中においても同様です。)

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(3) (2)に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

2. 自然人であること

このため、営利会社などの法人は理事に就任することはできません。また、他の医療法人が別の医療法人の理事になることもできません。